

被災した中小企業者の事業再開を支援します

▷問い合わせ先＝商工課商工係(☎内線109)

東日本大震災津波で被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興と就業機会の確保のため、被害を受けた店舗、工場、事業所など、事業再開のために不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対して補助金を交付します。

▷対象業種＝中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する業種【医療業(療術業、歯科技工所は除く)、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く】のうち、市が認める業種

▷対象経費＝次の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産の取得に要する経費(他者への貸与を目的とするものを除く)

- ・建物とその付属設備(暖冷房・照明・通風設備、昇降機、その他の建物に付属する設備)
- ・構築物
- ・機械、装置(ブルドーザー、パワーショベル、その他の自走式作業用機械装置を除く)

※店舗などと住宅が一体の場合は、店舗などにかかわる部分が対象となります。

▷補助要件

- ・復旧に要する経費が100万円以上であること
- ・事業拠点の主たる施設が滅失していること
- ・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした国、県、市が実施するほかの補助金の交付を受けていないこと
- ・市の土地利用に係る諸計画と整合していること

▷補助率＝1/2以内(上限は2,000万円)

▷期間要件＝補助金の交付が決定した年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること

▷雇用要件＝事業を再開した日の属する年度から起算して、3年が経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること

▷その他

- ・製造業、宿泊業以外の業種は、市独自の算定基準で補助金の額を算出します。
- ・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用します。
- ・業種を変更した場合は、補助対象になりません。

▷申請締切日＝5月31日(水)

▷申請書の配布先＝市役所本庁商工課、大船渡商工会議所

被災事業者の二重債務問題～お気軽にご相談を～

▷問い合わせ先＝岩手県産業復興相談センター大船渡事務所【大船渡商工会議所内(☎2141)】/
(株)東日本大震災事業者再生支援機構仙台本店(☎022-393-8550)

東日本大震災で被災した事業者の二重債務問題について、岩手県産業復興相談センターと東日本大震災事業者再生支援機構が事業者の債権買取りや経営支援などの相談窓口を設置しています。相談を希望する事業者の皆さんは、お気軽にご相談ください。

支援決定を行う期間が1年間延長され、平成30年2月22日までとなりましたが、支援決定までに相応の時間が必要とされるため、早めにご相談ください。

▷相談・支援内容＝債権買取り、事業再開や新規事業への業態転換についての計画策定、事業再開に関し弁護士や中小企業診断士などの専門家の派遣、各種支援制度の紹介など



中小企業団体の各種事業に補助金を交付します

▷申請先/問い合わせ先＝商工課商工係(☎内線109)

中小企業団体による同業種・異業種交流や、新商品開発などの事業を対象に補助金を交付します。

▷対象＝市内の中小企業者で組織している団体など(代表者の定めがあるものに限り)

▷対象事業

- ①同業種・異業種交流促進事業
- ②新商品開発促進事業
- ③販売促進事業
- ④人材養成促進事業
- ⑤商店街づくり事業

▷補助金の額＝補助対象経費の1/2以内の額とし、1団体当たり50万円が上限

※東日本大震災で被災した企業(り災証明で確認)を含む団体の場合は、補助対象経費の1/2以内の額

▷応募方法＝申請書・事業計画書などを提出してください。

※申請書などは、市役所本庁商工課に備え付け

ているほか、市のホームページからダウンロードできます。

▷申請締切日＝5月31日(水)

▷交付団体の決定方法＝交付団体は、事業計画の内容の審査を経て決定します。

▷留意点

- ・これまで視察事業に補助を受けたことのある団体が、再び類似目的で視察を行う場合の経費は補助対象外となります。
- ・補助金交付決定通知書を受けた後に事業の変更・中止をするときは、直ちに商工課に連絡し、必要な手続きをしてください。
- ・事業は、平成30年3月31日までに完了しなければなりません。
- ・事業計画書はできるだけ具体的に記載してください。
- ・コンサルタントへの委託費・ハードウェア作成費などは、見積書を添付してください。

大船渡市中小企業資金融資あっせん制度を改正します

▷問い合わせ先＝商工課商工係(☎内線111)

市が中小企業者を対象に行う融資あっせん制度を、4月から次のとおり変更します。

▷主な変更点

- ・小口・中口資金を運転・設備資金に変更
- ・経営安定資金の取り扱いを終了

▷対象＝岩手県信用保証協会の対象業種で、納期が到来した市税を完納している市内の中小企業者

▷制度の概要＝下表のとおり

| 種類 | 貸付期間 | 限度額 | 貸付利率 |
|------|-------------------------|---------|--|
| 運転資金 | 7年以内 | 3,750万円 | ・3年以内＝年2.70% ・3年超＝年2.90% ※このうち、市が1.5%を負担 |
| 設備資金 | 10年以内 | | |
| 開業資金 | 運転資金＝7年以内 設備資金＝10年以内 | 1,250万円 | |

【資金使途】

- ・運転資金＝商品・材料の仕入れ、支払手形・買掛金の決済など
- ・設備資金＝機械器具・車両・土地・建物の購入、店舗・工場の新築・改築など

